

守り育つよう

まんなかの文化財

指定：丹後二俣紙  
(丹後二俣紙保存会・大江町)

## はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成17年3月18日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は建造物4件（指定3件・登録1件）、美術工芸品8件（指定）、無形文化財1件（指定）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定登録等を行った15件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成17年10月

## お知らせ

平成16年度は下記の3件の京都府指定等文化財が国指定等文化財となりました。これらは、国指定と同日付けで京都府指定等が解除されたことをお知らせします。

### 建造物

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
京都府庁旧本館	京都市上京区下立売通 新町西入る藪ノ内町	京都府	昭和58年4月15日	平成16年12月10日

### 美術工芸品

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
木造阿弥陀如来立像 附 像内納入品	城陽市富野南垣内	宗教法人極楽寺	平成13年3月23日	平成16年6月8日

### 選定保存技術

文化財の名称	所在地	所有者	府認定	国認定
雅楽管楽器製作修理	京都市左京区静市 野中町	八幡暹昌 (八幡内匠)	平成13年3月23日	平成16年9月2日

## ＝建造物＝

ぜんりんじ 禅林寺  
あみだどう 阿弥陀堂、  
ほうじょう 方丈、  
ちやくしもん 勅使門、  
しょうろう 鐘楼、  
ごびょう 御廟  
ちゅうもん 中門

禅林寺は空海の高弟真紹（793～873）が9世紀中頃に藤原関雄の山荘を買い取り、大日如来等を安置したことに始まります。当初真言密教の道場として栄えましたが、現在は浄土宗西山禅林寺派の総本山であり、永観堂の名で知られています。

阿弥陀堂は、慶長2年（1597）に大阪住人河村久目斎宗悦が四天王寺に寄付した曼荼羅堂であり、豊臣秀頼による伽藍復興のため慶長12年（1607）に当寺に移築された建築です。当寺では阿弥陀堂として用いられ、中央に木造阿弥陀如来立像（見返り阿弥陀）を祀ります。後陣は移築後に拡大された部分で、北脇には曼荼羅厨子が嵌め込まれています。阿弥陀堂は京都市内に残る慶長年間の浄土宗本堂建築として、また四天王寺の慶長復興以前の様子を伝える遺構として重要です。

方丈は寛永4年（1627）の建立で釈迦如来像を祀ることから現在釈迦堂とも呼ばれています。六間取の方丈形式ですが、室中と仏間境が後列側に一間食違うことが大きな特徴です。室内を飾る襖は長谷川派と狩野派の絵が混在し、桃山時代のものが大半を占めることより、現建物の建立以前の方丈で用いられていた可能性があります。

勅使門は、四脚門形式の向唐門です。文政13年（1830）の再建で大工は尾州竹中和泉正敏です。内部を練りぬいた木鼻は当時の京都では新しい意匠で、他地域の大工の影響が認められます。

鐘楼は、宝永4年（1707）の再建で、大工は永井勘右衛門です。中門の大工・永井茂光と同じ系統の工匠によるものです。

御廟は明和3年（1766）の建立です。第13世西山上人と第17世西谷上人を祀っていましたが現在は増築部に阿弥陀坐像を祀ります。江戸時代中期の浄土宗廟建築を考える上で重要な建築です。

中門は、正徳3年（1713）建立の薬医門で、大工は永井茂光です。建立後まもない享保21年（1736）に曳屋されたことが棟札より明らかになりました。当時の境内整備の過程を知る上で重要です。

以上のように禅林寺は桃山時代から江戸時代後期までの各時代の建築が群として残り、また建立年代がすべて判明することから、本山伽藍を構成する建物群として評価できます。



指定 禅林寺 阿弥陀堂 (京都市左京区)



指定 禅林寺 方丈 (京都市左京区)



指定 禅林寺 勅使門 (京都市左京区)



指定 禅林寺 鐘楼 (京都市左京区)

たんごしんさいきねんかん  
丹後震災記念館

丹後震災記念館は、京丹後市峰山町室小字本薬師に所在します。昭和2年(1927)3月7日、マグニチュード7.3の地震が丹後地域を襲い、死者は2,992名にのぼりました。中でも峰山町は被害が最も大きかったと伝えられています。復興に際し義捐金を募り、その一部が震災の教訓を後世に伝えるための震災記念館建設に当てられました。設計は京都府技師一井九平、施工は京都市の山虎組で昭和4年(1929)12月に竣工しました。

昭和5年に財団法人「丹後震災記念館」が設立され記念館の管理、被災者の合同慰霊祭を行ってきました。その後峰山町に移管され、図書館及び公民館として使われ、現在は京丹後市の埋蔵文化財の事務所、武道の練成道場として使われています。

構造は鉄筋コンクリート造・地上2階地下1階で、1階は講堂(現武道場)・祭壇があります。正面には車寄が設けられ、外観は窓の大きさを極力抑えた耐震性能を考慮した設計になっています。

丹波震災記念館は丹後地域における数少ない鉄筋コンクリート造の建物であることや、工事書類が多く残り昭和初期の建築工事の詳細がわかる点で貴重です。また近年阪神淡路大震災があったことから震災の教訓を後世に伝える施設として再評価できます。

あじょうさんじよ さかばら ほんでん はいでん  
阿上三所神社(坂原) 本殿、拝殿

阿上三所神社は船井郡京丹波町字坂原に鎮座しています。同町内には同名の神社が四社あります。創立は観応元年(1350)で、和智庄の地頭職であった片山氏の子孫の高親が願主です。祭神は国常立尊、伊諾那岐尊、伊談那冊尊の三神を祀ります。

本殿は、享保10年(1725)に地元坂原に住む大工、久保七郎兵衛藤原真春により再建された、三間社流造、向拝三間、こけら葺の建物です。各所に施された装飾細部や妻飾りは丸彫りの彫刻が用いられるなど立派で、覆屋に囲われているため保存状態も良好です。覆屋は幕末に再建され、背面に神輿を収納する部屋を配置したり、本殿と一体の床を張るなど珍しい平面を持っています。

拝殿は、建立年代が明らかでないものの、虹梁や裏股のえよう絵様から江戸時代後期のものと考えられます。奥行の深い平面は同地域の他の拝殿にも見られる特徴です。

阿上三所神社(坂原)は当地域の他の同名の神社の内でも最も古い形式をもち、丹波地域における技術伝播を考える上で貴重です。



指定 禅林寺 御廟 (京都市左京区)



指定 丹後震災記念館 (京丹後市)



指定 阿上三所(坂原)神社本殿 (京丹波町)



登録 阿上三所(坂原)神社拝殿 (京丹波町)

## ＝美術工芸品＝

### けんほんちゃくしよくじょうあしんかんどう 絹本著色浄阿真観像

1 幅

浄阿真観（1275～1341）は、鎌倉時代後期の僧侶で、時宗の四条派祖です。一遍の弟子である他阿真教に出会い時衆となり、浄阿弥陀仏と称しました。時宗の高僧が名号等を記した紙札を配り庶民に布教する行為を賦算ふさんといいます。延慶2年（1309）に上洛した浄阿は洛中における賦算を許可され広く人々の帰依を集めました。最晩年に四条京極こんれんじに金蓮寺を建立し、そこで没しました。

本像は画面中央に賦算する浄阿真観の全身像を描き、上部に「南無阿弥陀仏」の六字名号をはじめ、偈頌げじゆを墨書します。描写は大和絵の手法により、顔は特に細線にて入念に描かれます。制作年代は明らかではありませんが、鋭い眼差しの表現など生前の像主の風貌ふうぼうとさせる点などからみて、生前あるいは没後まもない頃に描かれたと考えられます。浄阿真観の像として最古例であるばかりでなく、時宗祖師像の古例として貴重です。

南北朝時代：縦87.7cm、横39.5cm



指定 絹本著色浄阿真観像（金蓮寺 京都市北区）

### もくしんかんしつぽさつざざう 木心乾漆菩薩坐像

1 軀

本像は、木心部の上に木屎漆こくそうしを盛って、塑形する木心乾漆像の技法により、制作されています。この造像技法は、奈良時代から平安時代初期にかけて隆盛したもので、その作品は畿内を中心に約40例ほどしか知られていない稀少なものです。

本像は、像高が30cmに満たない小像であるものの、均斉がとれた形姿をもち、細部の造形も巧みです。柔和な表情をみせる面相部をはじめ、体部、衣の表現も自然であり、木心乾漆像の秀作として特筆されます。

奈良時代：像高27.9cm



指定 木心乾漆菩薩坐像（観音寺 和束町）

### こんどうれんげがたえごうろ 金銅蓮華形柄香炉

一柄

銅に鍍金（メッキ）を施した、蓮華形の柄付きの香炉です。火炉は蓮華座の基台に支えられ、下ふくれ気味の六弁花（間弁付）に造られ、円盤形の蓋が載ります。また、火炉からのびる柄の末端には、獅子形の鎮子ちんす（重し）が造られます。

本柄香炉は、獅子鎮の丁寧な造形や鍍金の発色などからみて、制作年代は南北朝時代と考えられます。柄香炉は飛鳥時代から作例がありますが、南北朝時代以前に遡る遺例は稀少です。本例は作技に優れた点がみられる、柄香炉の古例として高い価値をもっています。

南北朝時代：全長35.8cm



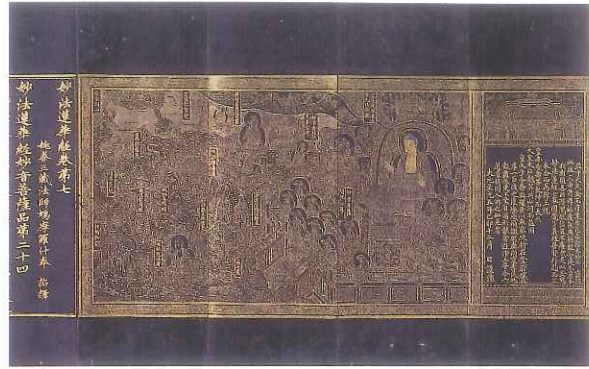
指定 金銅蓮華形柄香炉（廬山寺 京都市上京区）

こんしきんじほけきょう  
紺紙金字法華經

七帖

本経は、紺に染めた楮紙を料紙として、謹厳端正な筆致で書写された法華経です。完存しており、保存状態も良いことが特筆されます。

見返しに書かれた願文から、中国元代の至元5年(1339)に、高麗で作製された経典であることがわかります。願文に続いて、釈迦説法図と経典の内容を解説した法華変相図を、繊細な金泥線で描いています。本文は、1行17文字を楷書体で端麗に書写しています。本経は、天地欄外が広い、高麗後期の美しい写経であり、特に完存するものは国内でも数例しか知られておらず、貴重なものです。 南北朝時代：縦32.4cm、横11.4cm



指定 紺紙金字法華經 (妙顕寺 京都市上京区)

はくしきんじほけきょう  
白紙金字法華經

七帖

本経は、楮紙を料紙として、端正な筆致で書写された法華経七帖です。紺紙法華経と同様に、見返しから巻首二折にわたり、釈迦説法図と法華経の内容を表わした法華変相図を金泥で描いています。本文は、謹厳な正楷書体の書体です。天地欄外の広い高麗後期の白紙金字写経として注目されます。第1巻のみに奥書があり、元代の至正25年(1365)に高麗で作られたものであることがわかります。国内に残る白紙金字の高麗写経のなかでは、最も古いもので、また全七帖が揃っている点も貴重です。 高麗時代：縦36.7cm、横13.1cm



指定 白紙金字法華經 (妙顕寺 京都市上京区)

じゃくしょういんこんごうりきしぞうぞうりゅうけちえんきょうみょう  
寂照院金剛力士像造立結縁交名  
(紙背御成敗式目)

一卷

本文書は、長岡京市奥海印寺にある寂照院の山門に安置されている金剛力士像のうち、吽形像の胎内に納入されていたものです。この文書は、御成敗式目写本の紙背に、康永3年(1344)に造立された金剛力士像の造立に結縁した人々の名前を記したものです。当時の乙訓郡にあった村単位に約700名の交名が記されています。村名は、井内、長法寺、今里、開田、海印寺、(以上長岡京市)、上野(上植野は向日市、下植野は大山崎町)、円明寺(大山崎町)、石見、上里、菱河、水垂、際目(以上京都市)等で、桂川右岸のいわゆる西岡地域から淀付近にまで及んでいます。

紙背の「御成敗式目」は、現在式目51条のうち第17条までしか残されていませんが、年代の明らかな式目の写本としては、古いものになります。

本交名は、14世紀半ばの村落のあり方を示すとともに、当時の仏像造立のあり方を如実に示す、またとない資料です。

南北朝時代：縦27.8m、横537.8cm



結縁交名



御成敗式目

指定 寂照院金剛力士像造立結縁交名 (紙背御成敗式目) (個人 長岡京市)

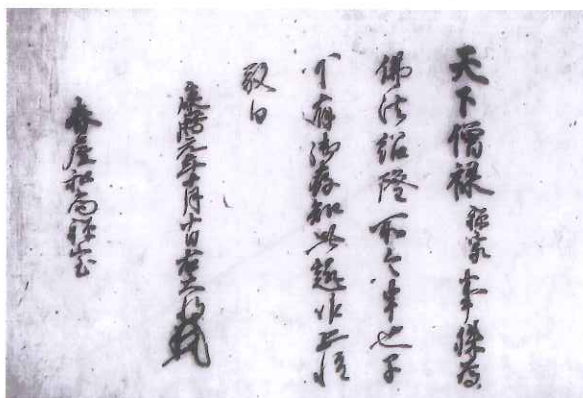
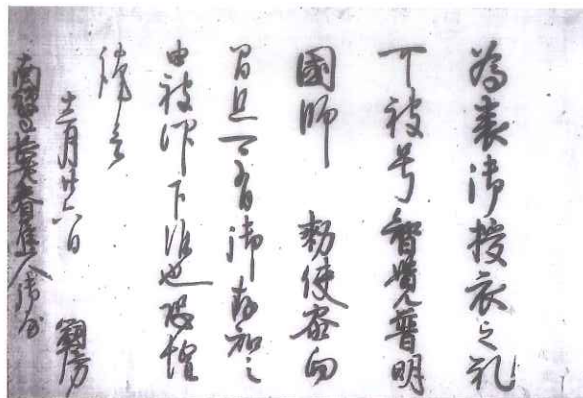
### 鹿王院文書 (4, 066通)

鹿王院文書は、京都市右京区嵯峨北堀町に所在する臨濟宗鹿王院に伝来した、平安時代から江戸時代に至る約4,000通の文書群です。

鹿王院は、南北朝時代の康暦元年(1379)に、將軍足利義満が、春屋妙葩(1311~1388)を開山に招き建立した宝幢寺の開山塔として創建されたことに始まります。春屋は夢窓疎石の後継者として朝廷、幕府の要人の帰依をうけ、南禅寺、天龍寺、相国寺などの住持を歴任しました。また、初代天下僧録として、五山制度の確立に携わりました。

古文書は、中世文書が約700通、近世文書が約3,300通を数えますが、おおむね①春屋妙葩関係文書、②宝幢寺・鹿王院文書、③宝幢寺・鹿王院末寺の文書、④天龍寺及び同塔頭文書の四種に大別されます。春屋の事績に関連する文書を伝える点は特筆され、嵯峨地域の禅宗寺院の歴史の基礎史料であるとともに、京都における禅宗史、政治史などの研究上に高い資料価値をもっています。

平安時代~江戸時代



指定 鹿王院文書 (鹿王院 京都市右京区)  
上：(康暦元年) 12月26日 後円融天皇諭旨  
下： 康暦元年 10月10日 足利義満御内書

### ひきおおいまんだらはんぎ 曳覆曼茶羅版木

二枚

曳覆曼茶羅は、葬送の際に、亡くなった人の身体に曳き、あるいは身体を覆い、真言の効力で成仏を果たそうとするものです。もともとは真言宗系の寺院で成立したのですが、鎌倉時代末期頃になると、阿弥陀信仰の影響をうけ、無常偈や阿弥陀の種子であるキリクを加えるなどして、広く一般に普及していきました。

曳覆曼茶羅版木は、曳覆曼茶羅を木版印刷するもので、近年、庶民葬送の歴史に関する研究が進展するなかで、注目を集めています。

加茂町大野の西明寺に伝わる曳覆曼茶羅版木其の一は、永和元年(1375)に作成されたもので、現在知られているものとしては、府内では最も古いものです。五輪塔形と中台八葉院・幡形を両面に刻し、その中に各種の真言や梵字を刻みます。其の二は南無阿弥陀仏の名号を刻むもので、他に例のないものです。

大野地区の葬送で、これらの曳覆曼茶羅がいつごろまで使用されていたか、現在では知ることはできませんが、庶民葬送の風習を現在に伝えるものとして、貴重な資料です。

南北朝時代：其の一 総高92.7cm、幅37.0cm

室町時代：其の二 総高93.1cm、幅39.6cm



其の一



其の二

指定 曳覆曼茶羅版木 (西明寺 加茂町)

## ＝無形文化財＝

### たんごふたまたがみ 丹後二俣紙 (丹後二俣紙保存会)

丹後二俣紙は、加佐郡大江町内でかつて「二俣紙」・「河守紙」の名称で、地域の冬の副業として200軒あまりの生産農家がありました。現在は田中製紙工業所のみが製造を行っています。田中製紙工業所は、製紙業を専業とし現当主の田中正晃氏で4代目となります。正晃氏は父(故 秀太郎氏 昭和51年大江町指定無形文化財)より技術を伝承されました。原料は大江町内の由良川流域及び宮川流域産の楮(カゴ)に限り、原料の伐採、原木蒸し、剥皮作業、煮熟、叩解、紙漉、压榨、乾燥まで伝統的方法で和紙を製造されています。作業は正晃・アキエ夫妻、同氏長男敏弘・美由紀夫妻の家族4人で行っています。漆漉し紙(吉野紙)、書道用紙、印刷用紙、ちぎり絵用紙、文化財修理用紙など広く制作されています。

丹後二俣紙保存会は、町関係者が会員となるなど、今後の保護と後継者育成を期して平成17年に結成されました。丹後二俣紙は京都府を代表する無形文化財として、民俗的にも資料的価値の高い文化財です。



指定 丹後二俣紙

(大江町)

上：楮皮乾燥作業風景  
下：和紙乾燥作業風景

## ＝史跡名勝天然記念物＝

### やくのげんぶがんちゅうじょうせつり 夜久野玄武岩柱状節理

京都府天田郡夜久野町の西部から兵庫県朝来市にかけて広がる玄武岩台地は夜久野ヶ原又は夜久野高原と呼ばれています。東西約4.5km、南北約1.5km、標高150～200mに及ぶこの高原地形は、新生代第四紀(180万年前～現在)の火山活動により噴出した2層の玄武岩溶岩から形成されています。噴出順序のより新しい「衣摺溶岩」が西部に、より古い「小倉溶岩」が東部に分布しています。衣摺溶岩は暗青灰色、斑状、細粒のかんらん石玄武岩、小倉溶岩は灰色、斑状、細粒のかんらん石玄武岩であり、カリウム・アルゴン法により、36.5万年±1.3万年前及び36.7万年±1.7万年前とそれぞれの噴出年代が測定されています。

上記の小倉溶岩に由来する天然記念物夜久野玄武岩柱状節理は、JR上夜久野駅南方約1.5kmに位置する同溶岩の模式地である小倉地区に発達した府内最大の玄武岩節理露頭です。



指定 夜久野玄武岩柱状節理

(夜久野町)



露頭の崖面は南に面し、高さは約15m、東西幅は約150mに及びます。上部から黒色土層、厚み約1mの板状節理岩層、層厚10mを越える柱状節理がよく発達した岩層の順に層が構成されています。六角柱の柱状節理は、上部ほど横に走る亀裂が多くなり、数10cm厚の板を積み重ねたように見えます。

顕著な火山地形が少ない京都府にあって、新生代第四紀の火山活動により形成された夜久野高原の地質学的特色を如実に観察できる玄武岩露頭として、価値の高いものです。



指定 夜久野玄武岩柱状節理 (夜久野町)

## =文化財環境保全地区=

### ほうじょうじぶんかざいかんきょうほぜんちく 法常寺文化財環境保全地区

法常寺は、大梅山法常寺と号し、一絲文守(1608~1646)を開山とする臨済宗妙心寺派の寺院です。亀岡市畑野町千ヶ畑に所在し、境内は半国山の南麓斜面に位置し、南北に長い谷間を埋め高い石垣を作って平坦地を造成し伽藍を形成しています。仏殿は鐘楼と開山堂が付属する複合建築になっており、仏殿側面の鐘楼は屋根を一続きに葺く珍しい形態です。

方丈の南北にある庭園は、府指定名勝、一絲文守と後水尾上皇に係する寺宝355点は、京都府指定文化財となっています。

閑寂な境内地にはモミの高木が点在し、樹木幹に着生するラン属が見られ、参道の両側にはモミジやカエデも多く秋の紅葉時期には印象的な光景が広がります。法常寺とその周辺約1.4ヘクタールは、閑寂な山中の木々に囲まれた環境の中であり、名勝庭園をはじめ、開山遺髪塔や桐江庵跡を取り囲む境内地の諸要素が複合して優れた寺院環境を保っており、各種の文化財を保全するためには欠かすことのできない地域です。



石垣と仏殿 (参道から)



桐江庵跡

決定 法常寺文化財環境保全地区 (亀岡市)

## — 京都府指定登録文化財等の保存修理事業 —

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保存活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成16年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を報告します。

なお、平成16年度は台風23号による被害にとまなう災害復旧事業も実施しました。

区 分	件数	事業費（千円）	補助額（千円）
① 建造物保存修理事業	20	127,734	54,672
② 建造物防災施設設置事業	1	1,338	892
③ 美術工芸品保存修理事業	6	14,659	7,328
④ 美術工芸品防災施設設置事業	1	815	271
⑤ 史跡名勝天然記念物保存修理事業	4	3,516	1,758
⑥ 文化財環境保全地区保存事業	8	7,542	2,873
合 計	40	155,604	67,794

### ① 建造物保存修理事業

建造物は、日々風雨にさらされているため、文化財としての価値を失うことなく保存していくためには、日常的な維持管理のほかに一定の周期で修理を行う必要があります。

城陽市平川に位置する平井神社本殿は、正保2年（1645）に建立されました。大型の一間社流造で建立以来の屋根修理の棟札が多数残されています。近年、屋根鉄板葺と彩色の傷みが大きくなったため、屋根葺替工事と併せて彩色復原工事を行い、創建当初の鮮やかな色彩が蘇りました。



平井神社建造物保存修理事業

### ② 建造物防災施設事業

木造が多くを占める文化財建造物を火災から守るためには、予防や早期発見、初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災設備の設置が必要です。設備には、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備などがあります。

西山神社は、亀岡市畑野町の旧篠山街道沿いに位置しています。あまり例のない四間社流造の形式で、屋根正面に軒唐破風と二個の千鳥破風を備えています。今回は、本殿やおおいや覆屋に自動火災報知設備を設置しました。



西山神社建造物防災施設事業

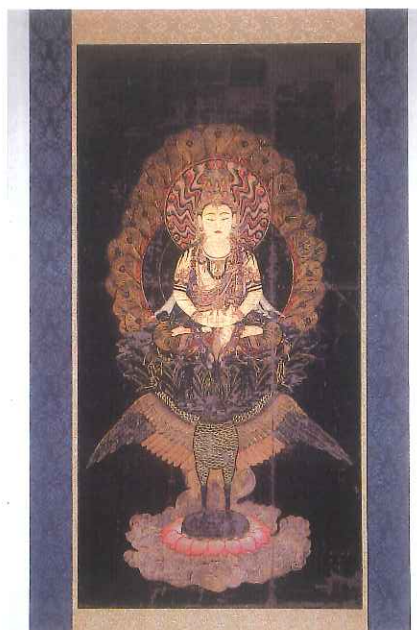
### ③ 美術工芸品保存修理事業

本年度は、保存修理事業5件、防災施設事業2件の7件を実施しました。

保存修理事業は、絵画2件、工芸品2件、歴史資料1件で、うち単年度事業を含め4件が終了しました。以下、終了した事業について報告します。

絹本着色阿弥陀如来像1幅（長岡京市楊谷寺）及び絹本着色玄圃靈三像1幅（京丹後市宗雲寺）は、いずれも掛幅装で、画面の折れ、擦れなどによる画絹の損傷、及び接着力低下による絵具の剥落の危険性が大きかったため、解体修理及び保存箱の制作を行いました。工芸品の修理は、いずれも木造扁額で、加茂町海住山寺蔵の2面、京丹後市如意寺の1面を対象としました。いずれも矧目を解体し、欠損部、虫損部を補修し、また表面彩色があるものについては剥落止を施し、保存箱を作成しました。

防災施設事業は、石燈籠1基（舞鶴市八幡神社）の覆屋建設事業、方丈障壁画（京丹後市慶徳院）の防災、防犯設備設置事業を行いました。



楊谷寺絹本着色阿弥陀如来像

### ⑤ 記念物保存修理事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

今年度は、史跡萬福寺境内（宇治市）の老朽化した土塀について、在来工法により従来どおりに修復しました。



史跡萬福寺境内保存修理事業

### ⑥ 文化財環境保全地区保存事業

文化財環境保全地区は、京都府指定・登録有形文化財や記念物の保存のために、周辺の一定区域を環境保全区域と定め、文化財と一体となった自然や歴史的な環境を保全するものです。日吉神社は境内を接している如願寺と共に近世の建築群や庭園、自然環境が一体になっています。昨年秋の台風により日吉神社境内に倒木等の被害があったため、落下した枝や倒木の処理をしました。



日吉神社文化財環境保全地区修理事業

## 勸進

仏教における「勸進」という言葉は、「人に仏道を進めて善に向かわせること」が本来の意味ですが、日本では転じて「寺社の建築、仏像、経典、さらには橋、港湾などの公共的施設の建築、修繕を目的として、信者や有志の人々に費用を寄進させ、仏縁を結ばせる募金活動」をも意味します。

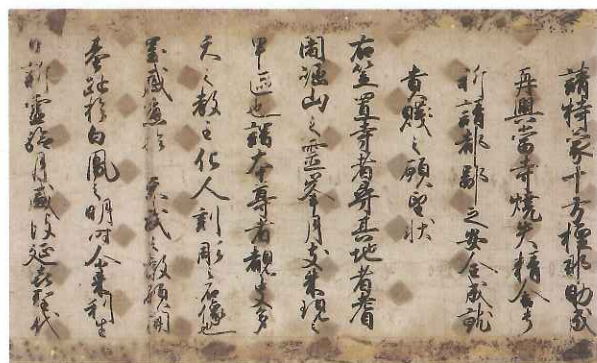
勸進活動が最も活発に行われた時代は、平安時代後期から安土桃山時代に至る中世と呼ばれる時代でした。当時、諸国の大寺院などは勸進を担当する僧を配下に多数抱え、経営維持を図りました。勸進にあたった僧は、「勸進聖」、「勸進比丘尼」などと呼ばれ、主に時宗系の僧侶や禅僧、律僧が担いました。彼らは宗派を問わず、多くの寺社の勸進活動に従事し、全国を行脚して浄財集めに奔走しました。一方、人々は親類縁者の供養や自らの往生を願い、募金に応じていました。

勸進に際し、現在においては「趣意書」というべき古文書—勸進状—が作成されました。京都府内には、全国的にみて比較的多く勸進状が伝来していることから、ここに紹介したいと思います。

## 勸進状

勸進状は、勸進帳とも、禅宗では幹縁疏、勸縁疏などともいいます。勸進帳といえば、弁慶が安宅の関で勸進帳を読み上げる歌舞伎の著名な一場面を思い浮かべる方も多いかと思えます。

勸進状には、勸進の趣旨、目的が記されます。多くの場合、最初に内容が簡潔にまとめられます(写真①)。本文は、最初にその寺社の由緒、縁起を、次に現在の状況を述べ、最後に広く奉加を求めるという3部構成をとることが一般的です。

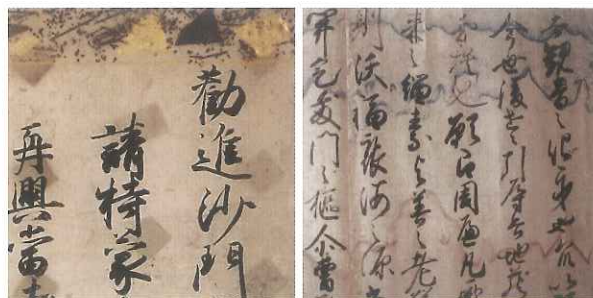


①

これらは漢文、あるいは漢字仮名交じりにて、文学的修辭を凝らした文章が創案され、達筆の人(能書と呼ばれる)の筆をもって書かれます。ま

た、料紙も、「鳥の子紙」と呼ばれる平滑で美しい上質の雁皮紙が使われることが多く、金銀箔(写真②)や打曇(青や紫に染めた繊維を混ぜて漉く装飾法、写真③)、時には下絵を描くなどして、華麗に装飾されました。

そのため、勸進状の文章の作成や執筆には、高い文学的教養をもった貴族等があたりました。



②

③

## 京都府内に伝来する勸進状

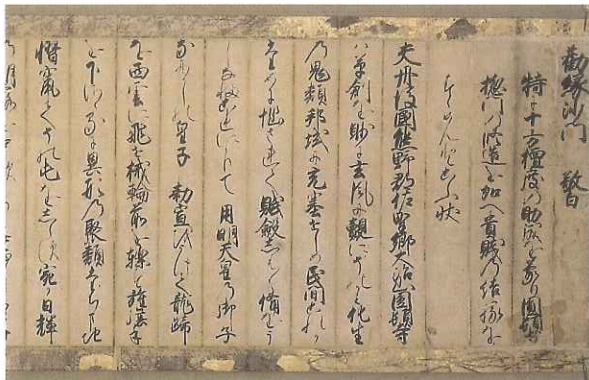
京都府内に伝来する勸進状のうち、指定文化財になっているものを別表(次ページ)にまとめました。ただし、室町時代後期の勸進状は、この表のほかにも伝来しています。表にもみえたとおり、室町時代中期から後期にかけての勸進状が数多く伝わっています。次にこのうちのいくつかを紹介しましょう。

円頓寺惣門勸進状(写真④)は、天地に金銀の切箔、野毛を散らした鳥の子紙を用い、寺の縁起と再興の趣旨を流麗な行書で述べています。いわく、円頓寺はその昔当地に鬼が出没し人々を悩ませていたところ、用明天皇の皇子の一人がこれを退治し、堂宇を建立して薬師如来像や仁王像を安置したことに始まる。近年惣門が露や霜に侵され、仁王の痛みも進行しているため、人々の奉加を求めるといふものです。この勸進状の筆者は、室町時代後期の公卿である三条西実隆(1455~1537)であることがわかります。というのも実隆の日記である『実隆公記』文亀元年8月10日条に「丹後国熊野郡佐野郷大治山円頓寺惣門修造勸進帳、真光院所望に依り、筆を染め了んぬ」と書かれていることによります。実隆は、和漢の学問に通じた当代一流の文化人として全国にその名を馳せた人物です。

平等院修造勸進状(写真⑤)も同様に、鳥の子紙に銀砂子を、天地欄外には金銀箔及び野毛を散らした華麗な料紙を用いて制作されています。本文は、藤原頼通により開創され、定朝が阿弥陀像

表 府内に伝来する勸進状（国及び府指定有形文化財のみ掲載した）

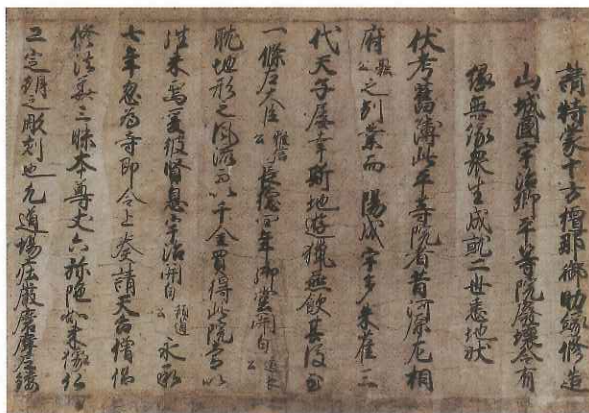
	指 定	名 称	法量(縦×横)	制作年代	所有者	所在地
1	国 宝	泉涌寺勸縁疏	40.6×296.0	承久元 (1219)	泉涌寺	東山区
2	府指定	六波羅蜜寺再興勸進状	33.7×380.1	貞治 2 (1363)	六波羅蜜寺	東山区
3	重 文	融通念仏勸進帳	33.5×354.3	文安 4 (1447)	禅林寺	左京区
4	府指定	金色院御堂再興勸進状	30.0×248.0	寛正 4 (1463)	地藏院	宇治市
5	府指定	笠置寺再興勸進状	33.5×245.3	文明14 (1482)	笠置寺	笠置町
6	府指定	九世戸智恩寺勸縁疏	27.7×162.9	文明18 (1486)	智恩寺	宮津市
7	府指定	平等院修造勸進状	33.6×221.7	明応 9 (1500)	浄土院	宇治市
8	府指定	円頓寺惣門再興勸進状	32.3×203.1	文亀元 (1501)	円頓寺	京丹後市
9	府指定	金戒光明寺再興勸進状	34.1×345.0	永正 9 (1512)	金戒光明寺	左京区
10	府指定	吉田寺再興勸進状	32.1×161.7	大永 3 (1532)	同 上	同上



④

を安置し道場を荘厳した往時の盛観をのべた後、雨漏りをするほど荒廢する現在のありさまを嘆き、源氏物語の「夢浮橋」を取り上げ、人間のはかなさを強調して、喜捨を請うる内容になっています。この勸進状も三条西実隆筆との伝えられてきましたが、円頓寺のものと比較しても同筆と認められ、その伝承が裏付けられます。

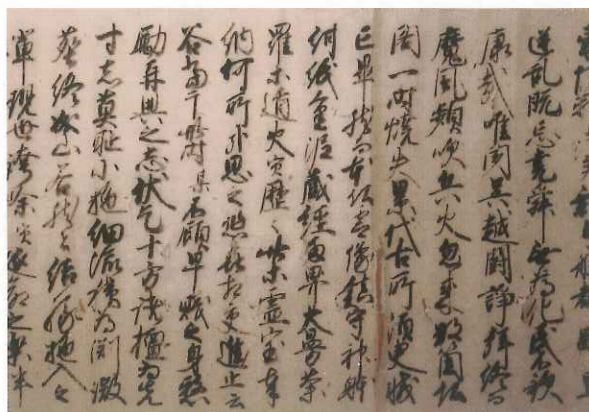
以上は、いずれも美しく装飾された室町時代後期の勸進状の典型例といえるものです。この時代は度重なる戦乱などにより、多くの寺社が荒廢し、勸進が盛んに行われた時代でした。



⑤

### 曼殊院に伝存する多数の勸進状

現在京都市北郊に位置する曼殊院は、天台五箇室門跡のひとつに数えられ、室町時代後期からは皇族が歴代の門主を務めた寺院です。同院には室町時代後期から江戸時代前期にかけての、全国の寺社の縁起や勸進状が100点以上伝来しています。これらは、曼殊院門主が縁起・勸進状を制作する時の下書、及び自らの学習用に他寺社の縁起・勸進状を書写、あるいは収集したものと考えられます。このことは、勸進状類が文化的素養のある貴族のもとで、盛んに制作されたことを反映しています。そのうち、西宮戎神社勸進状（下書）（写真⑥）は、清書以前の下書として珍しいもので、文章の推敲の跡を残す点や、欄外に字配りのための文字数を注記するなど、勸進状制作の過程を知るうえにおいても興味深い史料です。



⑥

現在、わたしたちは数多くの古代・中世の宗教文化財を目のあたりにすることができますが、それらは幾多の時代の変遷をかいくぐり大切に伝えられたものです。戦乱が多発した中世には、このような勸進活動のもと、仏縁を結んだ多くの人々の力によって、守り伝えられてきたのです。

# 国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成17年7月1日)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物				
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典跡籍	古文書	考資古料	歴資史料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(212)	(256)	157	125	252	223	59	40	1	857								
	重文	2269	3911	1783	2476	2141	1624	649	505	131	9309								
	計	2269	3911	1940	2601	2393	1847	708	545	132	10166	60	29	72	161	1524	292	932	2748
	登録	4609																	
京都府	国宝	(48)	(60)	46	37	14	81	3	2	0	183								
	重文	285	545	427	363	151	576	52	21	11	1601								
	計	285	545	473	400	165	657	55	23	11	1784	3	11	0	14	77	40	9	126
	登録	196																	

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

# 京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成17年7月1日)

種別	有形文化財														無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	指小定登録計	文化保全地区環境区	選定保存技術	合計								
	建造物	美術工芸品										小計	有形	無形																		
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録					指定	登録								指定	登録	指定	登録	決定	選定		
京都市	41	6	16	13	15	5	9	6	7	71	4	1	1	2	3	1	2	124	8	1	3	136										
向日市	2	1												1		1			4	1		5										
長岡京市	1	2	4				2	1		9						1			10	1	1	12										
大山崎町	1		1		1					2									2	1		3										
宇治市	7	3	3	1		2	2			8					1	2	1		19	3	2	24										
城陽市	4		1							1	1	1		2					1	7	4	12										
八幡市	3	2	1	2		1				4					1	1	1		10	2	2	14										
京田辺市	1	5		2	1		1	1	1	4	2								5	7	6	18										
久御山町	1						1			1						1				3		3										
井手町	1	1		1			1			1	1						1		3	2	2	7										
宇治田原町	2																1			3	2	5										
山城町	2	3	1							1									2	5	3	10										
木津町	3		1	1						1	1			1	1	1			3	5	2	10										
加茂町	1	2	3	2	2	1			1	8	3		3	3	1		1		10	10	3	23										
笠置町	2					1	1			2				1					2	3	1	6										
和東町	1	2	1							3			2	1			1		4	4	1	9										
精華町	1			1						1			1						2	1	1	4										
南山城村	2	2					1			2	1			1					3	3	1	7										
美山町	1	1	1	1						2				8					3	9	2	14										
亀岡市	2	6	1	1	2	2	1		2	7	2		1	2	3		3		14	12	7	33										
園部町	2	2			1	1		1	1	3	1				1		1		7	3	1	11										
八木町	1	2											1	1	1				3	3	2	8										
丹波町	1	2		2	1	1		1	1	6	2								6	3	1	10										
日吉町	1		1		1	1				1	2			1	1				2	4	1	7										
瑞穂町	2		1							1				1			1		2	3	1	6										
和知町	1	1					1			1				1	2				3	3		6										
綾部市	5	7	1	0	1	2		1	1	4	2	1		3		1	1		12	12	5	29										
福知山市	3	2	2		1	2	2	4		10	1			4	1				14	7	3	24										
舞鶴市	6	2	2		2	1	3	2		8	2		1	11		1			15	16	3	34										
夜久野町	1													1	1	1		1	3	2		5										
三和町	1	1											1	1					2	2	2	6										
大江町	1		1		2					1	2	1					1		4	2		6										
宮津市	5	1	4	2	2	1	2	4	1	1	1	1	3	2	2		3	1	27	8	1	36										
加悦町	2		1		1					2				1	2	2	1		9	1		10										
岩滝町	1													1					2	1		3										
伊根町	1	1								1				2	5				3	6		9										
野田川町	1													1			1		1	2	1	4										
京丹後市	4	5	3	7	2	4		1	1	3	1	1	14	9		3	11	6	29	25	3	57										
地域定めず																		5		5		5										
合計	91	78	43	8	40	8	37	9	12	1	33	8	17	1	12	1	194	36	6	2	12	18	68	20	16	16	5	363	199	66	3	631

※国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消となった件数は含まない。

※平成17年10月11日に丹波町・瑞穂町・和知町が合併して京丹波町となっている。

種 別 区 分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 的 伝 建 造 物 保 存 地 区	選定保持技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体	
	芸 能				工 芸 技 術											
	各 個		総 合		各 個		総 合									
全 国	件	人	件	団体	件	人	件	団体				件	人	件	団体	
	38	58	11	11	45	54	14	14	202	237	439	66	46	50	23	25 (23)
京 都 府	3	3	0	0	11	12	0	0	3	9	12	5	18	19	5	5

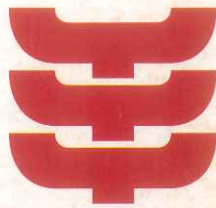
3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。  
 (1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疏水 (史) 石のカラト古墳  
 (2) 地域を定めず指定したもので京都府に関係の深いもの (主な生息地) (特天) カモシカ、(天) 小国鶏、(特天) オオサンショウウオ、  
 (天) イタセンバラ、(天) アユモドキ
4. 重要無形文化財及び選定保存技術の ( ) 内は、実人数と実団体数である。

## 市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成17年7月1日)

市町村名	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 全 地 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 制 定 年 月	備 考
	建 造 物		美 術 工 芸 品									有 形	無 形								
	件 数	棟 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計											
京 都 市	指定	67	183	69	49	22	5	10	4	9	168		4	14	25	25		(312)			
	登録	22	36	3	6	1		23		4	37		2	50	12	3	10	(136)	56.10		
	計	89	219	72	55	23	5	33	4	13	205		6	50	26	28	35	448			
向 日 市				2	8			4	7	1	22			1	1			24	59.9		
長 岡 京 市		3	23	7	5			6	3		21				2	4		30	50.7		
大 山 崎 町		5	5		1						1							6	60.4		
宇 治 市		4	15	3	34	2	3		4	2	48	1			1	1		55	44.4		
城 陽 市		5	11		11	1		2	1	1	16		1	1	2			25	61.4		
八 幡 市				2	3			1	1		7							7	60.3		
京 田 辺 市					2				3		5			4	3			12	50.3		
久 御 山 町				1	5						6					1		7	5.4		
井 手 町					1	1					2					1		3	7.4		
宇 治 田 原 町		9	9		11		2		1		14		1		1			26	48.10		
山 城 町		6	10	2	4		1	3	9		19			3	3			31	47.9	7.4改正	
木 津 町					2				1		3							3	60.10		
加 茂 町				1	1						2							2	61.4		
笠 置 町																		0	7.3		
和 東 町																		0	7.3		
精 華 町					4						4							4	元.4		
南 山 城 村																		0	51.12		
美 山 町					10						10				11	(1)		22	元.4		
亀 岡 市		8	13	4	18	4	1	2	1		30		1	1	2	1		43	43.12		
園 部 町					5						5							5	44.3		
八 木 町		5	5		8						8							13	59.3		
丹 波 町		2	2	1	4	1	1				7			1	2			12	62.3		
日 吉 町		7	13	2	16	10	2				30		1	2	1			41	51.4		
瑞 穂 町		1	1		3	2					5			1	1			8	60.3		
和 知 町				1	3						4			1		2		7	53.12		
綾 部 市		4	6	5	13	3	4	8			33			2				39	40.4		
福 知 山 市		15	19	14	25	11	4	4	1		59		1	9	2	2		88	38.6		
舞 鶴 市		8	10	7	22	11		1	2	2	45		6	5	1	8		73	38.10		
夜 久 野 町															3			3	47.8		
三 和 町		3	3		1			2	1		4		1					8	59.12		
大 江 町				9	4	4		4			21			4				25	48.3		
宮 津 市		7	7	9	15	3	2	3	2	1	35		10	4		1	4	61	59.4		
加 悦 町		5	5	4	9	2	3	1	2	1	22			1	5			33	39.7		
岩 滝 町					1						1			1		1		3	40.7		
伊 根 町		1	2										1	11				13	60.6		
野 田 川 町		4	4	2	9	2					13			2	2	2		23	59.7		
京 丹 後 市		10	10	15	10	10		4		7	46		1	3	17	2	6	87	16.4		
郡 部 指 定 計		112	173	91	267	68	27	41	46	8	548	1	24	49	53	7	45	(3)	842		
合 計	指定	179	356	160	316	90	32	51	50	17	716	1	28	49	67	32	70	(1154)	条例制定市町村 38/38		
	登録	22	36	3	6	1	0	23	0	4	37	0	2	50	12	3	10	(136)			
	計	201	392	163	322	91	32	74	50	21	753	1	30	99	79	35	80	(12)	0	1,290	

※文化財環境保全地区(決定)は、指定件数に含めた。



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗<sup>とぎょう</sup>拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.23 **守り育てようみんなの文化財**

発行 京都府教育委員会  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課  
TEL (075) 414 - 5901



**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています